

市第 153 号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例等の一部改正

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 11 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例等の一部を改正する条例

（横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条  
例の一部改正）

第 1 条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関す  
る条例（昭和31年 8 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改  
正する。

第 2 条中「1, 179, 000 円」を「1, 215, 000 円」に、「1, 061, 00  
0 円」を「1, 093, 000 円」に、「983, 000 円」を「1, 013, 000 円  
」に、「973, 000 円」を「1, 002, 000 円」に、「953, 000 円」を  
「982, 000 円」に改める。

（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正  
）

第 2 条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和  
31年 8 月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1, 599, 000 円」を「1, 647, 000 円」に、「1,  
285, 000 円」を「1, 324, 000 円」に改め、同条第 2 項中「940, 00

0 円」を「968,000 円」に改め、同条第 3 項中「908,000 円」を「935,000 円」に改め、同条第 4 項中「477,000 円」を「491,000 円」に改める。

第10条第 2 項中「1,067,000 円」を「1,099,000 円」に改める。

(横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年 8 月横浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「49,000円」を「50,500円」に、「884,000 円」を「911,000 円」に改める。

別表中「355,000」を「366,000」に、「275,000」を「283,000」に、「135,000」を「139,000」に、「13,000」を「13,400」に、「92,000」を「95,000」に、「45,000」を「46,000」に、「43,000」を「44,000」に、「34,000」を「35,000」に、「21,000」を「21,600」に、「14,000」を「14,400」に、「15,000」を「15,500」に、「20,000」を「20,600」に、「17,000」を「17,500」に改める。

(横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「49,000円」を「50,500円」に、「884,000 円」を「

911,000 円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において市長である者が市長として受ける給料の額は、同日を含む任期に係る期間は、第 2 条の規定による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条の規定による改正前の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第 3 条第 1 項に規定する市長の給料の額とする。

#### 提 案 理 由

市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申に基づき改定する等のため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（議員報酬）

第 2 条 議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長	月額	$\frac{1,215,000 \text{ 円}}{1,179,000 \text{ 円}}$
副 議 長	月額	$\frac{1,093,000 \text{ 円}}{1,061,000 \text{ 円}}$
委 員 長	月額	$\frac{1,013,000 \text{ 円}}{983,000 \text{ 円}}$
副 委 員 長	月額	$\frac{1,002,000 \text{ 円}}{973,000 \text{ 円}}$
議 員	月額	$\frac{982,000 \text{ 円}}{953,000 \text{ 円}}$

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

第 3 条 市長及び副市長の給料の額は、次のとおりとする。

市 長	月額	$\frac{1,647,000 \text{ 円}}{1,599,000 \text{ 円}}$
副 市 長	月額	$\frac{1,324,000 \text{ 円}}{1,285,000 \text{ 円}}$

2 教育長の給料の額は、月額  $\frac{968,000 \text{ 円}}{940,000 \text{ 円}}$  とする。

3 常勤の監査委員の給料の額は、月額  $\frac{935,000 \text{ 円}}{908,000 \text{ 円}}$  とする。

4 秘書の給料の額は、月額  $\frac{491,000 \text{ 円}}{477,000 \text{ 円}}$  とする。

（公営企業管理者等の給料及び手当）

第 10 条 （第 1 項省略）

2 公営企業管理者の給料及び手当について、市長が特に必要と認

めた場合は、前項の規定にかかわらず、第 2 条及び第 4 条から第 8 条までの規定の例により、定めることができるものとし、退職手当の額及び支給方法については、一般職職員の例による。この場合において、給料は、月額  $\frac{1,099,000 \text{ 円}}{1,067,000 \text{ 円}}$  以内において、予算の定めるところによる。

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条  
例（抜粋）

$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（報酬の額）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 前条第 24 号に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、日額  $\frac{50,500 \text{ 円}}{49,000 \text{ 円}}$  又は月額  $\frac{911,000 \text{ 円}}{884,000 \text{ 円}}$  を超えない範囲内で任命権者が定める。

（第 3 項省略）

別表

職 名	報酬の額
教育委員会の委員	月額 $\frac{366,000}{355,000}$ 円
選挙管理委員会	
市委員会の委員	月額 $\frac{283,000}{275,000}$
区委員会の委員	同 $\frac{139,000}{135,000}$
地方自治法第 189 条第 3 項の規定により臨時に補充された委員	日額 $\frac{13,400}{13,000}$
監査委員	
識見を有する者のうちから選任された者	月額 $\frac{366,000}{355,000}$
議員のうちから選任された者	同 $\frac{95,000}{92,000}$

人事委員会の委員	月額	<u>366,000</u> 355,000
農業委員会		
会長である委員	月額	<u>46,000</u> 45,000
会長職務代理者である委員	同	<u>44,000</u> 43,000
委 員	同	<u>35,000</u> 34,000
固定資産評価審査委員会の委員	日額	<u>21,600</u> 21,000
民生委員推薦会の委員	日額	<u>14,400</u> 14,000
感染症診査協議会の委員	日額	<u>14,400</u> 14,000
土地区画整理審議会		
会長である委員	日額	<u>15,500</u> 15,000
委 員	同	<u>14,400</u> 14,000
土地区画整理法の規定に基づく評価員	日額	<u>14,400</u> 14,000
建築審査会		
会長である委員	日額	<u>21,600</u> 21,000
委 員	同	<u>20,600</u> 20,000
( 省 略 )		
財産評価審議会の委員	日額	<u>17,500</u> 17,000
衛生管理審査委員会の委員	日額	<u>14,400</u> 14,000
( 省 略 )		

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 ( 抜粋 )

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

( 給料及び基本報酬の額 )

第3条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬（以下「給料等」という。）の額は、職務の内容及び責任その他職務経験等を考慮し、日額 $\frac{50,500 \text{ 円}}{49,000 \text{ 円}}$ 又は月額 $\frac{911,000 \text{ 円}}{884,000 \text{ 円}}$ を超えない範囲内で規則で定める額とする。